

+
=簡易書留=

複写

〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町
529番地 ヒロセビル5階
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏様



326 - 62 - 24618 - 6

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

郵便事業株式会社 新東京支店

複写

複写

複写

複写

複写

複写



+
受付通番 : 2010022518103900100000 号
+

差止請求書（兼申入書）

2010年2月25日

東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社
代表取締役 小野寺正 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)
〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階
TEL075-211-5920
FAX075-251-1003
(担当)理事・事務局長 長野 浩三(弁護士)

(差止請求)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

(請求の要旨)

貴社が消費者との間でau通信サービス契約を締結するに際し、下記条項を含む意思表示を行わないことを請求する。

同契約約款第80条及び料金表第1表第4、2料金額表中「第4種定期au契約」

第80条

定期 a u 契約者は、更新日以外の日に定期 a u 契約の解除があったときは、別記 20 に定める場合を除き、料金表第 1 表第 4 (解約解除料) に規定する料金の支払いを要します。

料金表第 1 表第 4, 2 料金額表中「第 4 種定期 a u 契約」料金額 税抜額 (税込額) 9, 500 円 (9, 975 円)

(紛争の要点)

1 「誰でも割」の契約内容について

貴社 a u 通信サービス契約における「誰でも割」では、2 年の定期 a u 契約として基本使用料金を通常より半額とし (同契約料金表第 1 表第 1-1-(4) の 4, 同表 2-1-1 の (5)), その間に同契約を解約する場合は 9, 975 円 (消費税込み) の解約金を徴収することとなっている (80 条, 料金表第 1 表第 4)。またこの契約は 2 年経過すると自動更新され (24 条), 以後更新時期となる 2 年に 1 度の 1 ヶ月間に解約を申し出ない限り、解約時に解約金がかかることとなっている (別記 20 (1))。

2 「誰でも割」の解約時のトラブルについて

「誰でも割」に加入した利用者が、携帯電話会社を変更したいためなどの理由により契約を解除する際に解約金を課されることになるが、この解約金を課されることについて消費者トラブルが多く発生している。国民生活センターにおいても、「誰でも割」解約時の解約金について昨年度 1 年間で約 89 件の苦情が寄せられている (なお、同センターの苦情件数については、苦情がある場合に同センターに集約される消費者センターへ相談する消費者は約 4% にすぎないとの調査があり、実際には上記件数の 2.5 倍以上の苦情事例があると思われる)。

3 解約金条項の果たしている不当な拘束の機能

(1) ナンバーポータビリティ制度の趣旨

2006 年 10 月に導入された MNP (モバイル・ナンバー・ポータビリティ) は電話番号を変更することなく携帯電話会社を変更できるものであり、これにより消費者は携帯電話各社を比較検討し、電話番号の変更を気にすることなく携帯電話会社を変更できることとなった。その制度趣旨は利用者の携帯電話会社の選択の自由を確保することとそれを通じた自由な競争の促進にあると考えられる。

(2) 解約金が不当な拘束となって上記自由が不当に制限されている

しかし利用中の携帯電話会社の契約条項に容易に解約できない要因があるとなる

と、この自由を阻害していることとなる。解約時にかかる9975円という金額は消費者にとって高額に感じられる額であり、解約（及び他社への変更）をとどめさせる要因として働いている。解約時に9975円もの解約金がかかることは、そのことをもって消費者の解約の意欲を削ぎ、さらなる継続使用を間接的に強制していることになる。「誰でも割」の解約金は、これをもって消費者の困り込みを行っているのであり、もって消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由を不当に制限している。

(3) 消費者契約法10条該当性

消費者契約法10条には、消費者に一方向的に不利益な条項は無効であると規定しており、消費者からの解約の権利を制限する条項はこれに当たる。

貴社au通信サービス契約の「誰でも割」における解約金条項は、消費者を貴社との契約から逃れにくくすることで、本来消費者が自由に解約し、携帯電話会社を自由に選択できる権利・利益を阻害し、不当に制限しており、消費者に一方向的に不利益な条項に該当する。よって同条項は消費者契約法10条により無効である。

4 消費者契約法9条1号該当性

消費者契約法9条1号は、契約解約時の違約金条項が事業者を生ずる平均的損害を超える部分につき無効としている。

「誰でも割」の解約金はこの違約金に該当する。

「誰でも割」を極短期で解約した場合には上記9975円という違約金は消費者が享受したメリットに比べ高額にすぎ、平均的損害を超えるものである。

また、このサービスが、基本料金の割引をすることの反面として、一定の契約期間を拘束するものであるとすれば、一定期間経過後は既に拘束すべき期間は経過しているのであるから、その後に解約する際には解約金を徴収すべきでないといえ、同契約でいえば、最初の2年が経過した後は、解約金を徴収する必要はないはずである。そもそも2年間の契約であったとしても平均的損害にはあたらないが、たとえ2年間までは平均的損害といえるとしても、上記条項は2年経過後も2年ごとの満期月以外の解約時には解約金を徴収することとなっており、この点で、平均的損害を超える違約金であるといえる。よって同条項は、消費者契約法9条1号に該当し無効であるといえるべきである。

5 よって、当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨記載のとおり、消費者との間の契約において、上記条項を内容とする意思表示をすることの差止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(申し入れ) 消費者団体としての申入

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。

上記のとおり、au通信サービス契約約款第80条及び料金表第1表第4、2料金額表中「第4種定期au契約」による解約金条項は無効であり、貴社が本条項に基づき解約金を徴収することはできません。

ついては、貴社がau通信サービス契約を締結している消費者との間で、前記解約金条項を適用しないように契約内容を変更してください。

また、①今後解約する消費者から解約金を徴収するか否か、②過去に解約した消費者で、解約金を徴収例について、解約金を返金するか否か、③過去に解約した消費者に対し返金する場合はどの時期まで遡って返金するのか、につき、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

複写

複写

複写

(付記)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地 ヒロセビル5階
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏

受取人

〒163-8003 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社 代表取締役 小野寺正 殿

郵便認証司

平成22年 2月25日

この郵便物は平成22年 2月25日
第 10276434523 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番：2010022518103900100000 号

4 / 4 頁

東京
22. 2. 25
18-24

